

## 脳脊髄液減少症の治療法研究の推進及び治療の保険適用を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷及び身体への強い衝撃等により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が現れる疾病と言われている。その症状は、外見的には見えないため、患者及び家族は医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、心身共に計り知れない苦渋を味わってきた。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準を定め、平成24年には「硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）」を「先進医療」として承認した。平成26年1月の先進医療会議では、ブラッドパッチ療法の有効率は82%（527件中432例が有効）と報告され、さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究が行われていることから、ブラッドパッチ療法の保険適用が望まれる。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一